

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 9 月 11 日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第 11 号 令和 5 年 8 月 23 日

専決第 1 1 号

専決処分書

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり処分した。

令和 5 年 8 月 2 3 日

みよし市長 小 山 祐

記

- 1 処分事項 市が管理する道路において発生した事故の損害賠償の額の決定
- 2 損害賠償額 6 9 , 2 8 7 円
- 3 事故内容
 - (1) 事故発生日 令和 5 年 8 月 2 日 (水)
 - (2) 事故発生場所 みよし市三好町池ノ原地内 (市道天王東山畑線)
 - (3) 事故経過 上記地内において、市道を走行中の車両のフロントバンパーが路上障害物に接触した。
- 4 相手方の損害の程度
車両フロントバンパーの損傷
- 5 過失割合 みよし市 2 5 %、相手方 7 5 %